

出産育児一時金に係る青森市国民健康保険条例の改正について

1 改正理由

令和4年1月1日から産科医療補償制度の掛金が現在の一分娩当たり1万6千円から1万2千円に引き下げられること、及び社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和2年12月23日）において、少子化対策としての重要性から、出産育児一時金等の支給総額について42万円を維持すべきとされたことを踏まえ、令和3年8月4日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和4年1月1日からの出産育児一時金の支給額が40万4千円から40万8千円に改正されました。

本市においては、これまで、国民健康保険の被保険者が出産したときは、出産育児一時金として、一分娩当たり40万4千円、産科医療補償制度に加入している医療機関等での出産については、42万円（40万4千円＋加算額（産科医療補償制度掛金相当額1万6千円））を支給していましたが、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額について改正するため、青森市国民健康保険条例の一部について改正を行います。

※産科医療補償制度…分娩に関連して発症した重度脳性まひ児とその家族の経済的負担を補償する制度

2 条例の改正項目について

青森市国民健康保険条例

○出産育児一時金の支給について、青森市国民健康保険条例第7条第1項に規定する「40万4千円」を「40万8千円」に改めます。

改正イメージ													
※産科医療補償制度に加入している医療機関等での出産の場合													
現行	改正後												
<table border="1"> <tr> <td>出産育児一時金</td><td>40万4千円</td></tr> <tr> <td>加算額 (産科医療補償制度 掛金相当額)</td><td>1万6千円</td></tr> <tr> <td>支給総額</td><td>42万円</td></tr> </table>	出産育児一時金	40万4千円	加算額 (産科医療補償制度 掛金相当額)	1万6千円	支給総額	42万円	<table border="1"> <tr> <td>出産育児一時金</td><td>40万8千円 (+4千円)</td></tr> <tr> <td>加算額 (産科医療補償制度 掛金相当額)</td><td>1万2千円 (△4千円)</td></tr> <tr> <td>支給総額</td><td>42万円</td></tr> </table>	出産育児一時金	40万8千円 (+4千円)	加算額 (産科医療補償制度 掛金相当額)	1万2千円 (△4千円)	支給総額	42万円
出産育児一時金	40万4千円												
加算額 (産科医療補償制度 掛金相当額)	1万6千円												
支給総額	42万円												
出産育児一時金	40万8千円 (+4千円)												
加算額 (産科医療補償制度 掛金相当額)	1万2千円 (△4千円)												
支給総額	42万円												
【支給総額に変更はありません】													

○本条例の制定後、青森市国民健康保険条例施行規則を改正し、加算する金額を現行の「1万6千円」から「1万2千円」とする予定です。

3 施行期日

令和4年1月1日（健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行期日及び産科医療補償制度の改定の適用日と同日）